

## 見守り 新鮮情報

数日前、高齢の母が「昭和50年代の**天皇家**のことが分かる楽しい**本**があるので買いませんか。値段は**3万6千円**です」と電話で勧誘された。

母は「新聞や本も読めず興味ありません」と**断った**が、宅配便で**皇室**に関する**書籍**が**送付**され、**受け取って**しまった。

(当事者:80歳代 女性)



# 断ったのに高額な「皇室」の本が送られてきた

## ひとこと助言



受け取らないで

- 注文や承諾をしていない商品が届いても、受け取る義務も支払う義務もありません。宅配業者に「受け取りません」と伝え、受け取り拒否をしましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑はかかりません。
- 「確認が取れない荷物は受け取らない」というルールを、家族で作っておくのも一つの方法です。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。